

子育てファミリー支援に関する包括協定

ないときは、さらに1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

小山町（以下「甲」という。）とミキハウス子育て総研株式会社（以下「乙」という。）は、甲の推進する子育て世代の移住・定住促進事業について、乙の保持する子育てに関する知見・ノウハウ・情報発信力を活用した「移住・定住のための子育てファミリー支援包括協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「子育て世代の移住・定住促進事業」を推進する甲と、「子育てにやさしい住まいと環境」を推進する乙が連携して、甲の移住・定住のための子育てファミリーを支援することを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲及び乙は連携し、次に掲げる取組を行う。

- (1) 甲及び乙は、相互に「子育て世代の移住・定住促進事業」及び「子育てにやさしい住まいと環境」づくりの推進に関する情報交換を行う。
- (2) 甲は、乙による「子育てにやさしい住まいと環境」づくりの理念及び取組について、甲が行う移住・定住促進事業の推進と合わせて、町民並びに子育て世代の移住・定住者へ紹介する。
- (3) 乙は、甲の「子育て世代の移住・定住促進事業」に関する情報を発信すると共に甲の移住・定住者へ乙の有する子育て情報の提供を行う。

（協議）

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、甲乙協議により定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名の上各1通を保管する。

平成27年 7月23日

甲 静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2

小山町長

乙 大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目6番12号

ミキハウス子育て総研株式会社

代表取締役社長

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定を変更することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面により異議の申し出が